

Share 金沢 高齢者デイサービス
基準緩和型通所サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佛子園が開設する **Share 金沢 高齢者デイサービス** (以下「事業所」という) が行う介護保険法 (以下「法」という) に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という) の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関することを定め、事業所の従事者が要支援状態等の方 (以下「利用者」という) に対し、基準緩和型通所サービス (以下「基準緩和型通所サービス等」という) を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限り自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して機能訓練の機会を提供するとともに、創作活動その他の活動の機会を提供し、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、他の居宅サービス事業者、介護予防支援事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称、サービス提供時間等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 **Share 金沢 高齢者デイサービス**
- 2 所在地 石川県金沢市若松町セ 104 番地 1
- 3 営業日および時間

営業日	月～金曜日 (祝日営業)
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
サービス提供時間	9 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0
休業日	12 月 31 日 ~ 1 月 3 日、8 月 13 日 ~ 15 日

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名(兼務常勤職員)

管理者は、基準緩和型通所サービス計画(以下「通所介護計画等」という)の作成、事業所の従業者の管理および業務の管理、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 従事者 1名以上(非常勤職員)

従事者は、利用申込者の相談及び心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導または助言等を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は8名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

1 通所介護計画等の作成

2 食事・入浴・排泄等の介護

3 日常生活の維持に必要な機能訓練

4 創作活動等レクリエーション

5 日常的な相談

*基準緩和型通所サービスについては身体介護は含みません。

(通所介護計画等の作成)

第7条 1 事業所の管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を作成する。

2 通所介護計画等の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

3 通所介護計画等を作成した際には、計画書を利用者に交付するものとする。

4 事業所は、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所が事業を提供したときの利用料の額は、金沢市長が定める基準の額によるものとし、法定代理受領サービスを提供した場合は利用者から本人の負担分1割又は2割の支払いを受けるものとする。

1 事業所は、前項の支払を受ける額の他、事業において提供される便宜に要する費用

のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- ① 食事の提供に要する費用として1食につき550円、おやつ代100円
 - ② その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの
- 2 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
 - 3 事業所は、第一項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ成らない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従事者は、通所介護サービス等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関への緊急搬送等の処置を講ずるとともに、管理者および家族等への報告・連絡を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町および利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者および従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火気・消防に関する責任者を管理者として非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを年間2回定期的に従業員、利用者

- 1 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第14条 事業者は、感染症の発生およびまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行う。

- 1 従業員は感染症の発生およびまん延防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催する。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所に置いて、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情解決)

第15条 事業所は提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための以下の窓口を設置するものとする。

- 1 事業所は提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、質問、照会、調査に応じ、市町から助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(その他)

第17条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容や認知症介護に係る基本的な研修)を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

※第条 17 第 1 項に係る「認知症介護に係る基礎的な研修」については、令和 6 年 3 月 31 日までに実施する。

- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、その旨を従業者との雇用契約の内容に入れるものとする。
- 4 事業所は、利用者に関するサービス、従業者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 5 事業所は、利用者に対する介護予防型通所サービス・基準緩和型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整理し、基準緩和型サービス等の提供を完結した日から 5 年間保存しなければならない。
 - ① 通所介護計画等
 - ② 具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町への通知に係る記録
 - ④ 身体拘束等に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況およびその処置についての記録
- 6 事業所は、適切な指定基準緩和型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人佛子園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 7 月 1 日 一部改定。

令和元年 11 月 1 日 一部改定

令和 2 年 4 月 1 日 一部改定

令和 5 年 4 月 1 日 一部改定